



山形県公報

平成15年8月19日(火)
第1467号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...997  
 河川区域の変更に伴う廃川敷地等.....(河川砂防課)...同  
 兼用工作物の管理協定の締結.....(同)...998  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同

## 告 示

### 山形県告示第805号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成15年8月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程(昭和42年7月県告示第697号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.175パーセント」を「年0.3パーセント」に、「年0.35パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成15年7月11日から適用する。
- 平成15年7月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第806号

河川区域の変更に伴い、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年8月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 河川の名称  
一級河川最上川水系小又川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年8月8日
- 廃川敷地等の位置  
上流 最上郡真室川町大字大沢字小向2289-1地先から  
下流 最上郡真室川町大字大沢字小川向4321地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量  
土地17,329.57m<sup>2</sup>

## 山形県告示第807号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年 8月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系砂川
- 2 河川管理施設の名称  
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
高島町大字入生田字川北804番13地先から  
同 614番1地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 高島町  
住 所 東置賜郡高島町大字高島436番地  
代表者の氏名 高島町長 渡部 章
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設(路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕  
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものの維持  
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
平成15年 8月 8日以降道路の存続する期間

## 山形県告示第808号

次の開発行為は、完了した。

平成15年 8月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年 4月21日 指令村総建第5001号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字蒲沖2853、2855 - 1、2856 - 1、2857 - 2、2857 - 3
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市久保田三丁目11番12号  
株式会社 市村工務店

## 山形県告示第809号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年 8月19日から同年 9月 1日まで縦覧に供する。

平成15年 8月19日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|--------------------------------------------|---|------|------------------------|-------------|
| 鶴岡市大字大山字砂押217番 1 から<br>同 大字菱津字山栃谷117番 2 まで |   | 旧    | 33.8 メートル<br>と<br>7.0  | メートル<br>30  |
| 鶴岡市大字大山字砂押217番 1 から<br>同 大字菱津字坂下89番 1 まで   |   | 新    | 74.0 メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>112 |

平成15年8月19日印刷  
平成15年8月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056